

「男女雇用機会均等推進者」「短時間・有期雇用管理者」

「職業家庭両立推進者」を選任しましょう

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に定める女性労働者の能力発揮促進のための事業主の積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進を図るため、人事労務管理の方針の決定に携わる方を「**男女雇用機会均等推進者**」として選任いただくようお願いしています。

一方、パートタイム労働法及びパートタイム・有期雇用労働法においては、事業主は常時10名以上のパートタイム・有期雇用労働者を雇用する事業所ごとに、当該労働者の雇用管理の改善等の担当として、「**短時間・有期雇用管理者**」の選任を、また、育児・介護休業法においては、企業全体の雇用管理方針において仕事と家庭との両立を図るための取組を企画・実施する方を、企業ごとに「**職業家庭両立推進者**」を規定しています。

まだ選任されていない場合や既に選任された方を変更する場合にも、選任・変更届を労働局雇用均等室に届け出てください。（郵送またはFAXでお願いします）

「男女雇用機会均等推進者」「短時間・有期雇用管理者」「職業家庭両立推進者」の選任・変更届

年 月 日

大分労働局長 殿

（ふりがな）

事業所名

所在地

代表者職氏名

主な事業内容

総労働者数

うち正社員数 人（うち女性 人）

うち短時間・有期雇用労働者数 人（うち女性 人）

この度、当社（事業所）では下記の者を（男女雇用機会均等推進者・短時間・有期雇用管理者・職業家庭両立推進者）として選任・変更いたしますので、報告します。

男女雇用機会均等推進者（選任・変更） ※事業所ごと

所属部課 役職名	(TEL)
氏名	(男・女)

短時間・有期雇用管理者（選任・変更） ※事業所ごと

所属部課 役職名	(TEL)
氏名	(男・女)

職業家庭両立推進者（選任・変更） ※1企業ごと

所属部課 役職名	(TEL)
氏名	(男・女)